



利子補給制度のご案内

甲斐市内の小規模企業者を支援！！

人口減少や需要の低迷など、中小・小規模企業者にとって先行きの見えない状況のなか、小規模事業者を金融面から支援するために、「利子補給制度」を本年度も実施いたします。

下記表をご確認のうえ、申請等手続きを行っていただけますようご案内いたします。なお、利子補給の申請書類は甲斐市商工会にあります。

(※ただし、要件が満たない場合や、手続きの期限を過ぎた場合は本制度を受けることができない場合がありますので予めご承知おきください)

☐ 制度利用が可能な方 (※下記1～4の要件すべてに該当する方)

＜小規模企業者（個人・法人）＞

1. 常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下のもの
2. 市内に1年以上事業所を有し、引き続き事業を継続しようとする個人事業主、または法人
※個人事業主は市内に居住している方
3. **市税等を完納している者**
4. 原則として商工会の指導を6ヶ月以上受けている者

☐ 補助対象期間（平成30年度から令和2年度の3年間）

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに融資を受けた事業者

☐ 補助対象融資

1. 日本政策金融公庫制度融資
2. 山梨県商工振興資金
3. 商工会会員融資（商工貯蓄共済融資・スィフト500）
4. 甲斐市小規模企業者小口資金

☐ 補給率・・・支払利子×50%（返済月から1年以内に支払った利子の1/2以内）

※ただし、延滞等に係る利子は含まない

☐ 利子補給金限度額・・・10万円を限度とする（※補助対象期間内）

☐ 手続き（申請/請求の2つの手続きが必要です）

①申請手続き（手続き期限→融資実行日の翌月5日まで）

- ☐ 1. 利子補給申請書（様式1）
- ☐ 2. 市税等の納付状況を確認する同意書
- ☐ 3. 法人：登記簿謄本 / 個人：住民票
- ☐ 4. 信用保証決定のお知らせ（公庫融資は不要）
- ☐ 5. 返済予定表の写し
- ☐ 6. 申請時チェックシート

用紙は商工会にあります。

（申請から1年後、商工会より請求依頼を通知させていただきます）

②請求手続き

- ☐ 1. 利子補給請求書（様式2）
- ☐ 2. 借入金の返済及び利子の支払いを明らかにする書類として
融資取引明細表、またはお支払済額明細書
- ☐ 3. 請求時チェックシート

お問い合わせ先

甲斐市商工会

電話：055-276-2385

〒400-0115 甲斐市篠原 2710-1

FAX 055-279-0187

(様式－１)

令和 年 月 日

甲斐市商工会

会長 中村己喜雄 殿

事業所名 _____ 業種 _____

代表者名 _____ ⑩

住 所 _____

電話番号 _____

甲斐市小規模企業者経営改善対策資金利子補給申請書

このことについて、甲斐市小規模企業者経営改善対策資金利子補給要綱の規定により、次のとおり申請します。

1. 融資資金の名称 _____

2. 借入金の使途 運転資金 設備資金 (何れかに○印)

3. 借入金額 _____ 円

4. 借入日 平成・令和 年 月 日

5. 借入期間 ヶ月

6. 補給対象利子 _____ 円 (借入後１年間)

7. 利子補給額 _____ 円 (=利子補給額×５０％)

(注) 利子補給額は、償還利子の２分の１の額（延滞等に係わるものは含まない）で
限度額は１０万円とする。

8. 常時使用従業員数 _____ 人

[添付書類]

1. 法人：登記簿謄本 個人：住民票
2. 市税等の納付状況を確認する同意書（商工会にあります）
3. 融資決定通知書・支払い計画書の写し

同意書

令和 年 月 日

甲斐市長様

この度、甲斐市小規模企業者経営改善対策資金利子補給金承認申請時及び利子補給金請求時に、市税等の納付状況を確認することに同意します。

申請者

(法人・代表者)

所在地

事業所名

印

代表者名

電話番号

代表者名

印

代表者生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

代表者住所（上記所在地と違う場合に記載）

(個人事業者)

所在地

事業所名

代表者名

印

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号

代表者住所（上記所在地と違う場合に記載）

注意

- ・法人については、法人と代表者の納付状況を調査します。
- ・法人については、(法人・代表者)欄に、個人事業者については、(個人事業者)欄に記載する。

◆利子補給 申請時チェックシート

甲斐市内に事業所があり、申請時点で1年以上経営している	はい・いいえ
1年後の請求時も、甲斐市内で事業を行っている (返済を開始した月から1年以内の利子を補給するため)	はい・いいえ
小規模企業者である <u>小規模企業者</u> …常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては5人）以下の会社または個人	はい・いいえ
申請時および1年後の請求時に市税等を完納している (市で納税状況を確認します)	はい・いいえ
「対象資金」の融資を受けている ※次の融資資金のうち、経営安定に必要な事業資金 ・日本政策金融公庫資金 ・商工貯蓄共済資金 ・山梨県商工業振興資金 ・商工会会員融資資金 ・甲斐市小規模企業者小口資金	はい・いいえ
受けた融資に対して十分な返済能力がある	はい・いいえ
原則として甲斐市商工会の経営指導を6か月以上受けている	はい・いいえ

※1つでも「いいえ」があると、利子補給を受けられません。

※利子補給金の請求時も上記の条件を満たしている必要があります。

上記事項に相違ありません。

年 月 日

事業所名 _____

代表者氏名 _____